

UP 長崎島原 7 2018

Line up

- 1面 税務調査たけなわのシーズンが始まります
- 2～3面 ～今年もまた税務調査が始まります～
- 3面 セミナー報告『宿泊業の経営改善』
- 4面 セミナーのご案内
税務calendar
- 特別編1～2面 専門特化グループ活動の紹介 その2
- 特別編2面 長崎オフィス Facebook!

盛夏の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
7月に入り、名実ともに夏到来といったところでしょうか。

税務調査たけなわのシーズンが始まります

税務署にとって、7月は節目の時期です。なぜならば、7月は税務署で人事異動が行われるからです。税務署職員の3割くらいの方が7月になると一斉に入れ替わりますし、1～2年に1回程度は税務署長も交代します。多くの方は国税局の管内で異動しますので、長崎県を管轄する福岡国税局の職員の場合は、福岡県・佐賀県・長崎県の各地税務署を2～3年おきに異動しています。単身赴任の方も多いようです。大変ですね。

この異動後のバタバタが落ち着くと、税務調査が本格的にスタートします。異動してしばらくは税務調査官も税務署内部のことで何かと忙しいようですが、7月下旬から8月になると税務調査が増えて、年末までが税務調査のハイシーズンです。

年が明けると確定申告などで税務署も、調査に対応する税理士も忙しくなりますので、税務調査は減ります。この時期に税務調査をすると税理士から苦情が出ることもあるので、税務署も調査を手控えにしているようです。



長崎オフィス 所長
内田 佳伯

確定申告が終わる頃になると、今度は次の異動時期が近づいてきます。税務調査が長引くと調査の途中で異動となる可能性が出てくるため、あまり長引かずに終わる税務調査が増える傾向にあります。調査が無いことはないのですが、不審があつての税務調査ではなく、「定期的な確認に来た」という趣の税務調査が多い気がします。

つまり、これからの半年間が、気合の入った本気の税務調査が多く行われる時期、ということです。税務署も人手不足のようで、以前に比べると税務調査に「当たる」確率は全体的には下がっているようですが、あくまで全体での確率ですから、やはり来るときには来ます。気を付けていれば避けられるというものではないですが、ぜひ心構えだけでもお持ち下さい。

ちなみに税務調査の対象は、コンピュータで申告書のデータを分析して挙げた候補から、さらに人の目で選別して決まるそうです。コンピュータが候補として挙げるのは、売上や経費、原価率や利益率などが前年と比べて大きく変動していたり、同業他社と比べての差異が大きかったりするところです。例年とは違う特殊なことがあるまたは、同業他社とは違うビジネスモデルを持つ企業様は要注意です。もちろん、それによって税務調査があつたとしても、きちんと特殊事情等の理由を説明できれば何も恐れることはありませんが、説明のための資料を準備しておくことが大事です。

それと念のためのお話ですが、もし予告なく突然、税務調査が来た場合は、すぐに顧問税理士に連絡して、税理士が来るまでは調査対応を保留にしそのまま待っていただくようにして下さい。中に入れなくても差支えはありませんが、玄関前に立って待たれると外観も心象も良くないので、応接室や会議室などでお待ちいただく方がいいでしょう。

これから暑さも本格化しますので、皆様、体調にはお気をつけ下さい。

～今年もまた税務調査が始まります～ ①

島原オフィス 所長
長崎オフィス 税務相談室 室長
社員税理士 内田 尚生

UP 7
2018

皆さん、こんにちは！

この情報誌がお手元に届く頃には梅雨も明け、毎日暑い日が続いていることと思います。くれぐれも体調にはご留意いただきたいと思います。

昨年もお伝えしましたが、税務署の異動時期は7月です。新体制となり、7月下旬から調査の連絡が入り始め、お盆明けから年末までが調査のピークとなります。

今年も昨年7月から今年6月までのアップパートナーズ長崎・島原オフィスにおける税務調査の実施状況をまとめてみました。

○税務調査状況（29年7月～30年6月）

（単位：件）

対 象		地 域		担当部署		業 種		備 考
法人	9	長崎	8	国税局	2	医療業	3	
個人	2	諫早	3	税務署（特別）（注1）	4	福祉業	1	源泉税調査
相続・贈与	1	福岡	1	税務署（特調）（注2）	1	調剤薬局	1	
				税務署（一般）	5	建設・土木業	3	
						鉄工業	1	
						運送業	1	
						食品製造小売業	1	
						相続・贈与	1	
計	12		12		12		12	

（注1）大口、大規模で通常とは別に管理された事案を所掌する部署

（注2）申告もれ、不正が見込まれる可能性の高い事案を所掌する担当者

1年間の調査件数は12件と、弊社としてはほぼ平均的な件数です（前期19件、前々期13件）。業種も特定の業種に偏った感はありません。

調査対象となる選定作業は、①個別情報により不正が見込まれるもの、②決算書の比率変動、高額設備投資、同業同規模者との比較等、③好況、地域性に特化した業種、④長期未接触、等が挙げられます。

①は税務当局が普段から情報収集蓄積している元従業員からのいわゆるタレコミや、取引先に税務調査が入り自らの不正が判明する等の個別情報によるもので、最優先して調査に着手されます。真面目にきちんと申告していれば何も恐れることはありません。②は、税務当局が決算書等を分析検討することで異常

値等がある場合に選定されるようなケースで、選定の殆どはこれによるものです。原価率や主要科目の大きな増減は概況説明書に簡記することで調査官の疑問を解消し調査を回避できる場合があります。弊社でもこの点には気掛けて申告書を作成するようにしています。③については、長崎でしたら世界遺産登録で沸いた宿泊施設や土産物店等の観光関連業、事業縮小の傾向とはいえ主要産業である造船関連業、最近では官公庁や大型国際会議場施設の建築関連業、新幹線長崎ルート関連事業も着目されているでしょう。

（→3面へ続く）

～今年もまた税務調査が始まります～ ②

(←2面より続き)

④のように、特に明確な理由なく、開業以来一度も調査していないという理由で選定される場合もあります。調査官は部署にもよりますが通常一年間で20～30件程の調査を行います。毎月2件着手と考えれば調査官も決算書をよく吟味せずザックリとした選定になることもあるかもしれません。

税務調査はないにこしたことはありませんが、当局が判断する以上これを理由なく拒否することはできません。特殊な事情がない限りは、原則顧問税理士へ事前通知が為されます。当局との日程調整、お客様との事前打ち合わせ等を行い、調査当日に臨みます。税理士と担当者がお客様第一を念頭に対応に当たりますのでご安心ください。

セミナー報告『宿泊業の経営改善』

株式会社 内田会計事務所 総務部
高原 大輔

㈱内田会計事務所は6月18日(月)、諫早商工会議所で『宿泊業の経営改善セミナー(共催：(一社)日本旅館協会九州支部連合会)』を実施しました。



宿泊業をテーマとしながらも、そのポイントはあらゆる業種にも通ずるものでした。

第一部『宿泊業経営の未来型マネジメント』(中小企業診断士 川崎英樹氏)

【ポイント】

- ・戦略・戦術に対する思考…「経営理念」⇒「中・長期的ビジョン」⇒「単年度経営計画」⇒「具体的戦略・戦術」…とより具体的なものへ落とし込んでいく。
- ・増収の着眼点…「売上＝客(部屋)単価×客(部屋)数」であるが、客(部屋)数が十分ならサービスの品質に見合った価格設定は可能なので、単価アップよりも増客に目を向ける。
- ・コスト管理…「未来経費(人件費等)」は積極的に強化し、「現在経費(維持費等)」は極力節約する

- ・顧客満足(CS)度の達成レベルは、「①満足⇒②感動⇒③感激⇒④感謝⇒⑤幸福・至福」の5段階。このうち、当面目指すべきは「③感激」であり、感激からリピーター・口コミ・SNS拡散などの可能性が生まれる。
- ・現場スタッフのやる気向上…宿泊施設・売場の充実化やPB(自社ブランド)商品等の開発を「任せ」「達成させる」ことで、やりがい・頑張らせ方を具体的に示す。
- ・差別化・ブランディング…独自性の保持や、価格競争の回避の点で重要。

第二部『宿泊業の生産性向上と財務改革』(講師：会計事務所コンサルタント・ビジネスホテル経営者 福田茂夫氏)

【ポイント】

- ・年度決算のように毎月の経営状態についてもまとめてあげていく「月次決算」を推奨している。
- ・欧米に比べ後発ではあるものの、昨今では日本でも、業界平均の算定や自館の会計上の長短所把握など経営の分析・改善に役立つ「旅館ホテル統一会計基準(「日本旅館協会」公式サイト参照)」というものが整備されつつある。

今後も、様々なテーマで経営情報のご提供に努めて参ります！

2018.7

2018.8

UP 7
2018

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10 ★1	11	12	13	14
15	16	17 ★2	18	19	20 ★1	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31 ★3	1	2	3	4

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17 ★2	18
夏季休業						
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

セミナーのご案内

株式会社 内田会計事務所 主催
第10回 歯科医院 奥様医業経営塾

日 時	【第1講：税務・会計①】	
	平成30年5月18日(金)	14:30～17:00 (了)
日 時	【第2講：税務・会計②】	
	平成30年6月15日(金)	14:30～17:00 (了)
日 時	【第3講：保険ほか】	
	平成30年7月20日(金)	14:30～17:00 ★1
日 時	【第4講：人事・労務】	
	平成30年8月17日(金)	14:30～17:00 ★2
日 時	【第5講：成功事例紹介】	
	平成30年9月21日(金)	14:30～17:00

場 所 アップパートナーズグループ 長崎オフィス
(長崎市曙町4番9号)

受講料 お一人様 各講3,000円(税込)

定 員 先着8名様

【税務calendar】

▶ 源泉所得税及び住民税特別徴収

【納期限】7月10日(日) ★1

(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を同日までに納付)

▶ 所得税の予定納税の減額申請

【申請期限】7月17日(火) ★2

▶ 5月決算法人の確定申告

【申告期限】7月31日(火) ★3

▶ 11月決算法人の中間申告

【納期限】7月31日(火) ★3

▶ 所得税の予定納税額の納付(第1期分)

【納期限】7月31日(火) ★3

▶ 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

【納期限】おおむね7月31日(火) ★3



アップパートナーズグループのご案内

■ 税理士法人 アップパートナーズ

【福岡本部】 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-6-1 九勤筑紫通ビル 9 階
TEL: 092-403-5544 FAX: 092-403-6320

■ 株式会社 内田会計事務所

【長崎オフィス】 〒852-8008 長崎県長崎市曙町 4 番 9 号

TEL: 095-861-2054 TEL: 095-861-2064 (業務時間外) FAX: 095-862-8885

■ 一般社団法人 相続手続支援センター

【島原オフィス】 〒855-0802 長崎県島原市弁天町 2 丁目 7396-4 サムティ島原ビル 2 階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556

■ 一般社団法人 昇継

【佐賀オフィス】 〒848-0035 佐賀県伊万里市二里町大里乙 1766-4
TEL: 0955-23-6712 FAX: 0955-22-2783

■ 社会保険労務士法人 かぜよみ(福岡・佐賀)

【佐世保オフィス】 〒857-0862 長崎県佐世保市白南風町 1-13JR 九州佐世保ビル 2 階
TEL: 0956-76-8189 FAX: 0956-76-8199

■ 株式会社 菅村経営(福岡・佐賀)

【北九州オフィス】 〒802-0006 福岡県北九州市小倉北区魚町 1 丁目 4-21
TEL: 093-512-3555 FAX: 093-512-0022

■ 株式会社 forte ONE

■ 司法書士法人ハートトラスト

お問い合わせ・ご相談はこちらまで



info@upp.or.jp



http://www.upp.or.jp

UPP

検索